

## 工事立会費取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市水道事業給水条例（昭和35年豊中市条例第23号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき指定給水装置工事事業者が施行する工事において、条例第18条の規定に基づいて工事申込者が前納する給水装置工事費用の概算額（以下「工事立会費」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(工事立会費の算定)

第2条 工事立会費は、条例第13条第3項の規定により行う市の分岐工事検査のうち、分岐箇所の施工状況の確認（サドル付分水栓によって分岐する場合は、サドル付分水栓用防食コアの確認を含む。また、断水を伴う場合はその作業を含む。）に係る労力費と間接経費の合計額とする。

2 1箇所あたりの工事立会費は、分岐工事の種類（サドル付分水栓、不断水式割T字管、チーズ及び二受T字管）ごとに算定する。

3 分岐工事検査が夜間（午後10時から翌日の午前5時までの間）にかかる場合は、第1項に規定する労力費に2分の3を乗じることとする。

(工事立会費の徴収)

第3条 工事立会費は、条例第13条第2項に基づく市の設計審査の承認後に、設計審査手数料及びしゅん工検査手数料と同じ様式の納入通知書を工事申込者に発行し徴収する。

(適用除外)

第4条 工事の申込みのうち次の各号に掲げるものについては、この要綱の規定は適用しない。

(1) 市が行う配水管敷設工事の施行中に、既設給水管の口径を増径するなどの理由で当該配水管から分岐する申込み

(2) 給水装置工事に伴う給水材料の支給に関する要綱に係る申込み

(工事立会費の改定)

第5条 工事立会費は、毎年度改定するものとし、施行前に一定の周知期間を設けるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めのないものについては、上下水道事業管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から実施する。